

山形県公報

平成26年12月2日(火) 第2602号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

月	次
\vdash	レヘ

告 示

○家畜伝染病発生の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1273
	… 同
○同	$\cdots 1274$
	… 同
○公共測量の実施の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 同
○公共測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$\cdots 1275$
公告	
○大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見(商業・まちづくり振興課)	… 同
○農用地利用配分計画の認可の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	… 同
○県営住宅入居者の一般公募······(置賜総合支庁建築課)	$\cdots 1278$
○審理の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…1281

告示

山形県告示第992号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成26年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病 の 種 類	家畜の種類	患畜、疑似 患 畜 の 別	頭数	発 生	生 場	所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	最上郡真室川	町大字内町字塩駅	野1279-8	平成26.11.20

山形県告示第993号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 西置賜郡飯豊町大字小白川字竜ヶ嶽3317の4、3317の5
- 2 保安林指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

- ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第994号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

西村山郡大江町大字貫見字迎田781、781の1、782、782の2、783、783の2、783の15、904の2、929

2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字迎田783・929(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

- ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第995号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年12月2日から同月15日まで縦覧に供する。 平成26年12月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 路 線 名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字佐沢字宮田2264番2から

引 桑原3552番まで

3 供用開始の期日 平成26年12月2日

山形県告示第996号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
 - 南陽市漆山地内
- 2 公共測量を実施する期間

平成26年7月10日から同年11月28日まで

3 作業の種類

公共測量(空中写真測量、レーザ計測、数値図化)

山形県告示第997号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、遊佐町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年12月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 公共測量を実施した地域 遊佐町
- 2 公共測量を実施した期間 平成26年6月10日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類公共測量(MMSデータ計測)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに 天童市役所において平成27年1月2日まで縦覧に供する。

平成26年12月2日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパースポーツゼビオ天童店 天童市芳賀土地区画整理事業地10街区外
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日 平成26年7月18日
- 3 意見の概要

出店予定地の周辺地域は幹線道路の整備並びに事業所及び住宅の建設が予定されている区域であるため、交通 渋滞の緩和、騒音防止、適切な廃棄物処理、防犯等に関して、届出内容のとおり適正に対処するとともに、開店 後、予測と異なる状況が発生した場合等には、速やかに対処すること。

特に、新規開店時をはじめとする混雑時は、渋滞緩和のために適切な対策を講じること。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農政企画課において平成26年12月15日まで縦覧に供する。 平成26年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の	賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地	
西田 忠一	最上郡金山町大字金山778番地	最上郡金山町大字金山字入田表 752番11
柴田 陽幸	最上郡金山町大字金山1045番地2	最上郡金山町大字金山字魚清水 987番ほか12筆
栗田 広基	最上郡金山町大字中田499番地	最上郡金山町大字金山字上野 875番1ほか29筆

柴田 和義	最上郡金山町大字有屋22番地	最上郡金山町大字有屋字向田表 318番3ほか9筆	
柿崎 公一	最上郡金山町大字朴山52番地	最上郡金山町大字中田字下中田 220番13ほか9筆	
土田 今朝継	最上郡鮭川村大字石名坂743番の丁	最上郡鮭川村大字石名坂字小舟 山554番4ほか4筆	
青木 茂一	長井市平山1524番地	長井市成田字開基田二2688番 か8筆	
佐々木 孝吉	長井市五十川1505番地	長井市五十川字西表5746番ほか 1筆	
斎藤 茂	長井市白兎2165番地の1	長井市白兎字中里3515番ほかる 筆	
沼澤 幸七	長井市五十川4209番地	長井市五十川字東上川原一501 番	
平田耕一	長井市寺泉1337番地	長井市寺泉字蟹沢1308番1ほた 5筆	
手塚 晴雄	長井市寺泉2013番地	長井市寺泉字東平田5753番ほた 6筆	
樋口 義博	長井市寺泉776番地	長井市寺泉字東中ノ目5612番ルか2筆	
鈴木 敏昭	長井市寺泉788番地	長井市寺泉字北野一5432番11か5筆	
佐々木 茂	長井市寺泉558番地	長井市寺泉字谷地58番3ほか: 筆	
梅津善助	長井市草岡1141番地	長井市草岡字二反五前3999番ルカ3筆	
若林 和彦	長井市草岡2396番地の 2	長井市勧進代字岡前3621番ほど 1筆	
山口 正	長井市勧進代1679番地	長井市勧進代字唐梅前3326番にか1筆	
佐藤隆志	長井市勧進代2546番地の4	長井市勧進代字蔵京前2964番にか10筆	
小笠原 裕行	長井市平山2628番地	長井市平山字舎子3095番ほか。	
青木 与惣右工門	長井市平山3565番地6	長井市平山字名地阿美3162番にか5筆	
片倉 功	長井市平山1891番地1	長井市平山字石佛3602番ほか。	
佐藤 元泰	長井市平山1580番地	長井市平山字石佛3612番 1 ほか	
青木 兵右工門	長井市平山1208番地	長井市平山字東桜町735番10k	
佐藤 正広	長井市平山1198番地	長井市平山字東桜町4211番	
那須 清志	長井市九野本3568番地	長井市平山字川窪3273番ほか 筆	
今野 仁志	長井市九野本3410番地の6	長井市九野本字舘4852番ほか 筆	

深澤 園博	長井市九野本2733番地	長井市九野本字西淀5023番ほか 5筆
嶋貫 勝一	長井市九野本1864番地の2	長井市九野本字西石塚4106番ほか3筆
梅津 善之	長井市九野本1362番地	長井市九野本字落合1147番1ほか3筆
農事組合法人ファーム豊里	長井市時庭580番地	長井市時庭字上水口3495番ほか 124筆
大河原 賢司	長井市今泉1112番地	長井市歌丸字界斉2516番ほか5 筆
八巻 良裕	南陽市大橋1197番地	南陽市大橋字北2285番 1 ほか11 筆
松田 繁徳	南陽市鍋田796番地	南陽市鍋田字柳田1263番 1 ほか 5 筆
島崎 真人	南陽市砂塚1893番地の1	南陽市竹原字町田80番1
阿部 一雄	鶴岡市下川字松葉10番地	鶴岡市下川字窪畑183番43ほか 1筆
本間 吉典	鶴岡市下川字関根161番地	鶴岡市下川字窪畑15番1
アットファーム株式会社	東田川郡三川町大字東沼字興屋下36番地	鶴岡市辻興屋字街ノ上553番
株式会社ばんどう農園	鶴岡市勝福寺字下川田235番地	鶴岡市斎藤川原字林俣210番ほ か7筆
兼子 誠	鶴岡市高坂字山口125番地	鶴岡市高坂字山口258番ほか3 筆
三浦 克巳	鶴岡市八ツ興屋字土谷俣28番地	鶴岡市我老林字西川原75番ほか 3筆
長谷川 茂	鶴岡市中橋字備川137番地	鶴岡市中橋字備川313番ほか 6 筆
五戸 富三	鶴岡市下清水乙226番地	鶴岡市下清水字向京田99番ほか 6筆
松浦 裕	鶴岡市東原町19番地66	鶴岡市中橋字備川292番ほか7 筆
菅原 豊	鶴岡市勝福寺字中通128番地	鶴岡市勝福寺字泉山218番ほか 5筆
小林 安秀	鶴岡市和名川字中谷地5番地1	鶴岡市砂塚字河戸向71番1ほか 5筆
福井 壽和	鶴岡市長沼字宮前126番地	鶴岡市長沼字宮前387番ほか1 筆
本間 篤	鶴岡市長沼字宮前29番地	鶴岡市長沼字荒田318番
加藤 久幸	鶴岡市古郡字長堰13番地	鶴岡市古郡字水押2番1ほか4
富樫 俊昭	鶴岡市柳久瀬字ソブ田21番地	鶴岡市柳久瀬字新大谷地1番ほか10筆
池田 淳一	鶴岡市谷地興屋字村中16番地	鶴岡市谷地興屋字大坪47番

池田 真	鶴岡市谷地興屋字村中11番地	鶴岡市谷地興屋字旗鉾20番
草島 孝志	鶴岡市谷地興屋字村中63番地	鶴岡市谷地興屋字佐渡10番
押井 安美	鶴岡市宝徳字西鴨田20番地1	鶴岡市荒俣字仲川原273番ほか 5筆
農事組合法人みます元氣村	鶴岡市箕升新田字中道32番地5	鶴岡市荒俣字小糠田62番ほか12 筆
上林 豊	鶴岡市添川字湯ノ沢62番地	鶴岡市添川字馬洗田105番ほか 2筆
松田 繁	鶴岡市東堀越字桔梗出92番地	鶴岡市東堀越字中田1番1ほか 9筆
山口 和久	鶴岡市平形字小町田1番地	鶴岡市平形字前田元81番ほか1 筆
山口 儀市	鶴岡市平形字前田元66番地	鶴岡市平形字元平形56番
草島 徹	鶴岡市谷地興屋字村中6番地	鶴岡市羽黒町町屋字鳥ノ巣6番 2ほか1筆
富樫 孝弘	鶴岡市上山添字神明前148番地	鶴岡市常盤木字湯殿7番
五十嵐 与助	鶴岡市高坂字新沢田99番地	鶴岡市西荒屋字川原田35番1ほか5筆
五十嵐 久	鶴岡市越中山字村田74番地	鶴岡市東岩本字衛門平151番ほか1筆
株式会社あつみ農地保全組合	鶴岡市湯温海字湯之里284番地	鶴岡市関川字大道82番2ほか9

2 申請年月日

平成26年11月14日

3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年12月15 日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主た る事務所の所在地)
- (2) 意見

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のと おり行う。

平成26年12月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

圉 攉 の家賃 に相当 金 尔 42 $\stackrel{\sim}{\equiv}$ w) 敷 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 E 700 800 000 009 300 100 26, 28, 35, 36, 28, 29, 収入が158,000円 | を超え186,000円 | 以下の者 900 31,000 300 700 009 200 24, 31, 22, 24, 25, 賃 出000 21,800 800 200 700 200 27,100|収入が139,0 |を超え158,0 |以下の者 27, 19, 21, 22, 田000 300 17,500009 700 24,000 800 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 19, 19, 24, 18, 収入が104,000円 V を超え123,000円 以下の者 ₩ 900 000 300 200 400 500 16, 21, 21, 17, 15, 16, 収入が 104,000円 以下の者 14,600200 300 14,200 009 14,90018, 13, 18, 般用 尔 ĪĒ <u>1</u>= <u>[</u>[[] <u>|</u>|<u>|</u> |X|1 募 数 $^{\circ}$ 公正 1戸当たり 住戸専用 面 積 <u>,</u> 0. 77.0 Ω 0 平方メート 58.0 夲 71. 58. 59. 59. 住宅形式 \bowtie \times \mathbb{X} 期 О \Box О <u>1</u>п <u>1</u>п′ 10 \mathfrak{C} 西置賜郡小国町 大字兵庫舘三丁 目 3 — 9 同 同 放豊町 大字萩生3893-3 同 大字十王5502-11 田3102 型 \Im 長井市台町3 2 松 在 ∞ 币 ŝ <u>|</u> | 県営住宅の名称 県営小出アパー ト2号 小国アペー | 号 宝前町住宅 豊アパー 冭 成田ア 中 飯 $^{\circ}$ 岙 <u>II</u> ~ <u>1</u>= <u>[</u>[[]

 \vdash

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
 - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (p) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
 - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が 国土交通省令で定める程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、 多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成26年12月8日から同月12日まで(受付時間:午前10時から午後5時まで)(ただし、郵送の場合は、平成26年12月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成27年2月上旬

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開催する。 平成26年12月2日

> 山形県収用委員会 会 長 浜 田 敏

1 審理の日時

平成26年12月24日(水)午後2時30分

2 審理の場所

山形市松波四丁目1-15 山形県自治会館 401号室

3 審理事項

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事(山形県米沢市万世町桑山字東屋敷地内から同市万世 町桑山字下神林地内まで及び同市中田町字宮ノ後地内から同市窪田町小瀬字江中子地内まで)に係る収用裁決事 件